

取引時確認へのご協力をお願い

犯罪収益移転防止法により、預金口座の開設や10万円を超える現金でのお振込み、200万円を超える現金の入出金等を行う場合、金融機関は、本人確認書類により、氏名、住所、生年月日等を確認させていただいております。利用者の方々にはご不便をお掛けする場合がございますが、ご協力お願いいたします。

- 預金口座の開設、10万円を超える現金でのお振込み、200万円を超える現金の入出金等を行う場合、以下の確認が必要になります。
⇒本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示が必要になります。また、ATMでは、10万円を超える現金でのお振込みはできません。

- また、顔写真の無い本人確認書類（健康保険証、年金手帳等）を金融機関に提示する場合、以下の確認が追加されます。
⇒本人確認書類（健康保険証、年金手帳等）+ 別の本人確認書類（住民票の写し等）の提示または現住居の記載がある公共料金の領収書（領収日付などが6ヶ月以内のものに限ります）等の提示など

詳しくは金融庁ホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/20161001.pdf>)